新型コロナウイルス感染拡大防止のための和歌山県立医科大学活動制限指針

本指針は、本学教職員及び学生の健康・安全を守ることを目的とし、本学の活動制限をレベルで表現し可視化することにより、教職員及び学生の適切な意識と行動の変容を促すため、策定するものである。

- (留意事項) ①この活動制限指針は、今後の感染状況に応じ、随時見直しを行う場合がある。
 - ②附属病院の業務については、本指針の範囲外とする。
 - ③この活動制限指針は、全学共通を原則とするが、感染状況等に応じて各キャンパス、附属病院及び紀北分院に分けて判断する。

NO.1

制限	フェーズ	地域感染レベル(※1) 又は本学の感染状況		研究活動				
MA Cells	J1-X		出張(兼業)	海外渡航	本学教職員が主催する学会・研究会	健康管理	その他	いた。ロシ
制限小		県内において新規陽性者数ゼロ を維持できているとき (地域感染レベル0(※1))	● 手指衛生の徹底及びマスク着用等の十分な 感染対策を行い出張 (兼業) する。	●感染危険情報レベル3 (※2)の国や地域 への渡航は、禁止とする。	● 「3密」を避け、手指衛生の徹底及びマス ク着用等の十分な感染対策を行い開催する。	咳・鼻汁・頭痛など) がないかセルフチェックをする。	● 「3密」を避け、十分な感染対策を行う。 ●食事会等を開催する場合は、施設が行う感染対策を遵守する。 ● 不特定多数が集合する施設の利用については、施設が行う感染防止策を遵守する。	● 「3密」を避け、手指衛生の徹底及びマスク着用等の十分な感染対策を行い、研究活動を続行する。
	2	地域感染レベル1 (※1) 又は、 本学で新規陽性者が確認されて いない若しくは陽性者はあるも のの散発であるとき		●感染危険情報レベル2以下(※2)の国や 地域への渡航は、自粛する。		ローチャートにより対応する。	●食事会等については、自粛する。 ●食事の際は黙食を徹底し、マスクなしの会話は不可。 ●不特定多数が集合する施設の利用については、自粛する。 ●換気が十分でない場所での同席は注意すること(車の同乗を含む)	●研究活動は続行できるが、感染拡大に最大限の配慮をしつつ、現場での滞在時間を減らし、在宅での研究活動を検討する。
制限中	3	地域感染レベル1 (※1) 又は、 本学で複数の陽性者が確認され ているが限定的と考えられると き	●県外への出張(兼業)については、自粛する。 やわを得ず出張(兼業)しなければならない 場合は、十分な感染対策を行う。		●学外者が参加する学会や研究会については、開催を自粛する。			
	4	地域感染レベル2(※1) 又は、 学内・院内でクラスターが発生 したとき					●裁量労働制試行教員については、在宅勤務を推奨する。	
制限大	特	地域感染レベル3以上(※1) 又は、 学内・院内でクラスターが発生 し、更に感染拡大が危惧される とき	●出張(兼業)については、原則禁止とする。 おいたのでは、東側禁止とする。 やむを得ず出張(兼業)しなければならない 場合は、十分な感染対策を行う。	●海外渡航については、原則禁止とする。	●開催については、原則禁止とする。 ●ただし、オンラインでの開催は可能とする。	●日々の行動記録(年月日、時刻、訪れた場 所、移動状況・経路等)を残しておく。	●食事会等については、禁止とする。 ●食事の際は黙食を徹底し、マスクなしの会話は不可。 ●不特定多数が集合する施設の利用については、禁止とする。 ●裁量労働制試行教員については、在宅勤務を推奨する。	究等については、大学等における新型コロナウイルス感染症への対応ガイドライン(令和2年6月5日文部科学省発出)を遵守の上、必

※1「地域の感染レベル」とは、令和3年11月8日新型コロナウイルス感染症対策分科会の提言「新たなレベル分類の考え方」による。

レベル0:県内において新規陽性者数ゼロを維持できているとき

レベル1:県内において安定的に一般医療が確保され、新型コロナウイルス感染症に対し医療が対応できているとき

レベル2:県内において新規陽性者数の増加傾向が見られ、一般医療及び新型コロナウイルス感染症への医療の負荷が生じはじめているが、医療が必要な人への適切な対応ができているとき

レベル3:県内において一般医療を相当程度制限しなければ、新型コロナウイルス感染症への医療の対応ができず、医療が必要な人への適切な対応ができなくなると判断されたとき

レベル4:県内において一般医療を大きく制限しても、新型コロナウイルス感染症への医療に対応できないとき

※2 外務省による「感染症危険情報」

レベル1:十分注意してください。 レベル2:不要不急の渡航は止めてください。 レベル3:渡航は止めてください(渡航中止勧告)

※3 在宅やオンラインでの研究活動は、裁量労働制試行教員を対象とする。

制限 23	地域感染レベル(※1)	【医学部・大学院】	【保健看護学部・大学院・専攻科】	【薬学部】	学生	管理	図書館		
	フェーズ 又は本学の感染状況	授業(授業・実習・試験)	授業(講義・演習・実習)	授業(講義・演習・実習)	入構制限	その他	開館状況	設備利用	図書館サービス
限	県内において新規陽性者数ゼロ 1 を維持できているとき (地域感染レベル0(※1))	●学部の授業については、県の感染拡大防止ガイドラインを遵守できる範囲 内で面接授業を実施し、遠隔授業を併用する。 ●医学研究科大学院生及び大学院準備 課程登録者の研究指導については各指 導教員の判断によるものとする。 ●医学研究科修士課程 年については 面接講義を実施する。	●学部の授業については、県の感染拡大防止ガイドラインを遵守できる範囲内で面接授業を実施し、遠隔授業を併用する。 ・大学院保健看護学研究料、助産学専	●学部の授業については、県の感染拡大防止ガイドラインを遵守できる範囲 内で面接授業を実施し、遠隔授業を併用する。	等の十分な感染対策を行い入構す	●食事会等を開催する場合は、施設が行う感染対策を遵守するとともに、「3 密】を避け、十分な感染対策を行う。 ●不特定多数が集合する施設の利用については、施設が行う感染防止策を遵守するとともに、「3 密」を避け、十分な感染対策を行う。		● 「3密」を避け、十分な感染対 策を行い、通常どおり利用	【文献取寄】通常どおり 【貸出・返却】通常どおり
	地域感染レベル1 (※1) 又は、 本学で新規陽性者が確認されて いない若しくは陽性者はあるも のの散発であるとき					●食事会等については、自粛する。 ●昼食時には黙食を徹底し、マスクなしの会話は不可。 ●不特定多数が集合する施設の利用については、自粛する。 ●クラブ活動等については、感染 防止対策を徹底して実施する。 ●換気が十分でない場所での同席は注意すること(車の同乗を含		【学外者】全館入館禁止 ◆ グループ閲覧室、研究個室原則 利用不可 ただし、県の感染拡大予防ガイドライン基準を満たす設備につい ては利用可	
訓限 中	地域感染レベル1 (※1) 又は、 3 本学で複数の陽性者が確認され ているが限定的と考えられると き					₹)			
	地域感染レベル2(※1) 又は、 学内・院内でクラスターが発生 したとき	- 濃厚接触者及び濃厚接触した範囲は 活動禁止	- 濃厚接触者及び濃厚接触した範囲は活動禁止	濃厚接触者及び濃厚接触した範囲は 活動禁止	[紀三井寺キャンパス] 面接授業の受講及び実習・臨床実 習を実施する学生以外は立入禁止 【三葛キャンパス] 面接授業等を受講する学生以外は 立入禁止 【伏虎キャンパス]	●クラブ活動等については、原則 対面での活動を禁止する。		●各学生が学修するキャンパス以 外の図書館利用不可	●各学生が学修するキャ バス以外の図書館での貸け 不可
限		●学部の授業については、遠隔授業を 原則とし、面接授業は陽性者の学内活動エリアや感染拡大状況を勘案のうえ 東施の可否を判断する。 医学研究科大学院生の研究指導については各指導教員の判断によるものと する。 ●ただし、濃厚接触者及び濃厚接触し た範囲は活動禁止	●学部の授業については、遠隔授業を原則とし、面接授業は陽性者の学内活動エリアや感染拡大状況を勘案のラス 実施の日舌を判断する。 ◆大学院保健看護学研究科、助産学専 及科については合指導教員の判断による。 ◆ただし、濃厚接触者及び濃厚接触した範囲は活動禁止	●学部の授業については、遠隔授業を原則とし、面接授業は陽性者の学内活動エリアや感染拡大状況を勘案のうえ 実施の司否を判断する。 ●ただし、濃厚接触者及び濃厚接触した範囲は活動禁止	面接授業等を受講する学生以外は立入禁止 ●ただし、3キャンパス共に濃厚接触者及び濃厚接触した範囲は立入禁止	●食事会等については、禁止とする。 ●昼食時には黙食を徹底し、マスクなしの会話は不可。 ●不特定多数が集合する施設の利用については、禁止とする。	【全館】夜間土曜閉館	●面接授業及び実置の対象外の学 生は座席利用禁止	

^{※1「}地域の感染レベル」とは、令和3年11月8日新型コロナウイルス感染症対策分科会の提言「新たなレベル分類の考え方」による。

レベル0:県内において新規陽性者数ゼロを維持できているとき

レベル1: 県内において安定的に一般医療が確保され、新型コロナウイルス感染症に対し医療が対応できているとき

レベル2:県内において新規陽性者数の増加傾向が見られ、一般医療及び新型コロナウイルス感染症への医療の負荷が生じはじめているが、医療が必要な人への適切な対応ができているとき

レベル3:県内において一般医療を相当程度制限しなければ、新型コロナウイルス感染症への医療の対応ができず、医療が必要な人への適切な対応ができなくなると判断されたとき

レベル4: 県内において一般医療を大きく制限しても、新型コロナウイルス感染症への医療に対応できないとき